

小学校における 【40分授業午前5時間制】を 広げていきます



愛荘16年教育においては、中学校卒業段階のめざす子どもの姿を「主体的・自律的な学び、探究的な学びができる子ども」としています。そのためには、本シリーズの①②で記述した自律型人材、自己調整力の育成をめざす学びの仕組みづくりが必要です。加えて、そうした目標に合う学習プラン・学習内容（教育課程）を柔軟に計画し、実行に移すことが重要になります。そこで、愛荘町においては、令和6年度から秦荘西小学校を文部科学省指定研究開発学校兼愛荘モデル校として、小学校における「40分授業午前5時間制」の新たな教育課程の実践研究を進めています。

「40分授業午前5時間制」は、1単位時間をこれまでの45分から40分に短縮し、午前を基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る「学びの午前」、また午後を主体的・対話的で深い学びの充実をめざす「活動の午後」として位置づけるものです。40分授業で生み出した時間は、①学習の自己調整力の育成、②生活の自己調整力の育成、③自治活動、④探究学習、⑤教員裁量の時間としています。

授業時間を5分短くすることで、午前の落ち着いた時間帯にリズムよく集中して5時間の学習に取り組むことができます。5分授業時間が減りますが、教員は40分の授業をより精査して授業づくりを進めていると同時に、短縮によって生み出された時間を活用して、子どもたちは学ぶ内容を自ら考える自己

従来の日課	40分授業午前5時間制
8:20 東西タイム	8:20 朝の会
8:45 1時間目(45)	8:30 1時間目(40)
9:30 2時間目(45)	9:10 2時間目(40)
10:40 中休み	10:00 3時間目(40)
10:40 3時間目(45)	11:00 中休み
12:15 給食	11:00 4時間目(40)
13:35 昼休み	12:25 給食
13:35 そうじ	12:25 昼休み
14:30 5時間目(45)	14:10 東西タイム(20)
14:30 6時間目(45)	14:50 6時間目(40)
15:30 帰りの会	15:05 帰りの会
15:30 下校完了	15:05 下校完了
放課後	放課後

▲午前5時間制の日課表（秦西小モデル）

選択学習に取り組んでいます。秦荘西小学校では、「40分授業午前5時間制」導入による学力の低下は、全く見られません。

愛荘町としましては、今後「主体的・自律的な学び、探究的な学びができる子ども」の育成を一層推進するため、令和7年度は秦荘東小学校、令和8年度には愛知川小学校・愛知川東小学校へ、「40分授業午前5時間制」を広げていく予定です。なお、導入にあたっては、丁寧な説明を行うとともに、アンケート等により子ども・保護者の皆様のご意見をお聞きしていくこととしています。

☎ 教育振興課 ☎0749-42-8016

☎=電話番号 FAX=ファックス番号 ㊄=電子メール ㊄=申し込み先 ㊄=問い合わせ先

暮らしの掲示板

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除方法について



ホームページはこちらから▶

令和6年12月2日から健康保険証の発行が終了し、健康保険証利用登録されたマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」)を基本とする仕組みに移行されました。

マイナ保険証をお持ちの方で、健康保険証利用登録の解除を希望する場合は、申請により解除することができます。

愛荘町国民健康保険または後期高齢者医療保険にご

加入の方は、役場住民課または秦荘支所にて受け付けを行いますので、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)を持参のうえ、窓口までお越しください。

それ以外の健康保険等にご加入の方は、加入している保険者にお問い合わせください。

※別世帯の方が申請される場合は、委任状が必要です。
※利用登録解除後、マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」画面に反映されるまで、1~2か月程度時間がかかる場合があります。

※解除申請された人は、「資格確認書」の交付対象となりますが、お持ちの健康保険証の有効期限(最長有効期限：令和7年7月31日)を経過するまでは、健康保険証をご利用ください。「資格確認書」は保険証の有効期限前に送付します。

☎ 住民課 ☎0749-42-7692

介護職員初任者研修受講料の一部を補助します



町内の介護・福祉施設における介護従事者の定着と介護保険サービスの安定供給を図るため、介護職員初任者研修を修了された方に対し、研修受講料の一部を補助します。

1.補助金の対象者

次のいずれにも該当することが条件となります。

- 愛荘町内に住所を有する者または愛知高等学校・愛知高等養護学校に在籍する方(以下「高等学校在籍者」という。)

- 研修終了後、町内の介護施設や障害福祉施設(以下「福祉施設」という。)において3ヶ月以上就労している者で今後も就労が見込める方。ただし高等学校在籍者にあつては、福祉施設に就労見込みである方
- 町税等滞納がない方
- 研修に係る他の公的助成を受けていない方

2.補助金の額

補助金の額は、受講料等に2分の1を乗じて得た金額(千円未満切捨て)または35,000円のいずれか少ない額となります。

☎ 福祉課 ☎0749-42-7691

口座振替済通知書の廃止について

町税等を口座振替により納付いただいた方でご希望者に「口座振替済通知書」を送付していましたが、経費削減および省資源化の観点から、令和7年3月振替分をもって廃止することとしました。口座振替の振替結果につきましては、預貯金通帳等によりご確認ください。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

廃止する町税等

町税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

※「口座振替済通知書」は確定申告への添付が必要な書類ではありません。

☎ 税務課(町税) ☎0749-42-7690

☎ 福祉課(介護保険料) ☎0749-42-7691

☎ 住民課(後期高齢者医療保険料)

☎0749-42-7692

廃車・名義変更などの手続きはお早めに!!



以前所有していた自動車や軽自動車、バイクなどの税金の納付書が届いて驚いたことはありませんか?

自動車税や軽自動車税は、**毎年4月1日現在で登録されている所有者**に課税されます。そのため、廃車や名義変更の手続きが済んでいないと、元の所有者に課税されることとなります。

車やバイクを譲ったり、下取りに出したりしたときは、廃車・名義変更の手続きを、4月1日までに済ませてください。

また、故障、事故、車検切れなどで乗らなくなった車やバイクを、廃車の手続きをせずに放置しておく、登録が残ったままとなり、**登録されている所有者に課税され続けることとなりますので、必ず廃車の手続きをしてください。**

例年、3月後半は各窓口が大変混雑します。手続きはできるだけ早めにお願ひします。

名義変更・廃車などに関する問い合わせ先

- 自動車、126cc以上のバイク
近畿運輸局滋賀運輸支局 ☎050-5540-2064
- 軽自動車 軽自動車検査協会滋賀事務所 ☎050-3816-1843
- 125cc以下のバイク、小型特殊自動車(トラクター、コンバイン、テラーなど) 税務課 ☎0749-42-7690

☎ (自動車税：県税) 東北部県税事務所 湖東納税課 ☎0749-27-2206
(軽自動車税：町税) 税務課 ☎0749-42-7690

暮らしの掲示板

☎=電話番号 FAX=ファックス番号 ㊄=電子メール ㊄=申し込み先 ㊄=問い合わせ先

福祉医療費助成制度のお知らせ

福祉医療費助成制度とは、対象者の保健の向上および福祉の増進を図るため、病院等で要した医療費の自己負担分を助成する制度です。対象は次の①~⑦のいずれかに該当する人です。

所得制限(配偶者・扶養義務者を含む)などにより、対象とならない場合があります。

助成を受けていない人で対象と思われる人は、お問い合わせください。
☎ 住民課 ☎0749-42-7692

助成種別	助成対象
①子ども	●出生から就学前(6歳に達する日以後の最初の3月31日)までの乳幼児 ●高校生世代(義務教育終了後翌日から18歳となる年度の末日まで)
②あんしん子育て医療	小学校に入学の4月1日から中学校を卒業する3月31日までの児童
③重度障がい者	●身体障害者手帳が1・2・3級の人 ●知的障がいの程度が重度(A1・A2)と判定された人 ●特別児童扶養手当の支給対象児童で、障がいの程度が1級の人 ●精神障害者保健福祉手帳が1級の人 ●精神障害者保健福祉手帳が2級の人で、知的障がいの程度が中度(B1)と判定された人
④ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)	ひとり親家庭で18歳未満の子どもを扶養している人およびその子ども ※父母のない児童についても、ひとり親家庭の対象として助成します。
⑤ひとり暮らし(高齢)寡婦	母子家庭で18歳未満の子どもを扶養していたことがあり、1年以上ひとり暮らしをしていて今後も継続する予定の75歳未満の寡婦
⑥65歳~74歳老人	65歳以上74歳以下の方で本人、配偶者、扶養義務者(世帯の直系親族および兄弟姉妹、本人を税または保険の扶養に取られている方)全ての方が住民税非課税の人 ※別世帯でも同地帯に住居の実態があれば、課税状況の確認の対象となります。
⑦精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳が1・2級の人で、自立支援医療受給者証(精神通院医療)の交付を受けている人